

厚生食輸発1226第1号
令和5年12月26日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(モザンビーク産ごまの種子のチアメトキサム及び中国産にんにくの茎のプロシ
ミドン)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：
令和5年12月21日付け厚生食輸発1221第1号)により通知したところであ
る。

今般、輸入時のモニタリング検査においてモザンビーク産ごまの種子から残留
基準を超えてチアメトキサムを検出したことから、同通知の別添1を下記1のと
おり改正するとともに、中国産にんにくの茎のプロシミドンについて、輸入食品
監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記
2のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願ひ
する。

なお、モザンビーク産ごまの種子のチアメトキサムについては、登録検査機関
による検査命令の受託体制が整うまでの間は、自主検査にて対応することとし、
検査命令の発出を開始する日については、別途連絡することとする。

記

1 別添1のモザンビークの項中、

製品検査の対象 食品等	条 件	検査の項 目	試験品採取 の方法	検査の方法	検査を受けるこ とを命ずる具体 的理由
ごまの種子及び その加工品(簡 易な加工に限 る。)		カルバリ ル	別表1の3 によるこ と。	平成17年1月24日 付け食安発第 0124001号「食品に 残留する農薬、飼 料添加物又は動物 用医薬品の成分で ある物質の試験法 について」による こと。	基準値 (0.01ppm)を 超えるカルバリ ルが検出される おそれがあるた め。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ごまの種子及びその加工品（簡易な加工に限る。）		カルバリル チアメト キサム	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるカルバリル及び基準値（0.02ppm）を超えるチアメトキサムが検出されるおそれがあるため。

に改める。

2 別添1の中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
にんにくの茎及びその加工品（簡易な加工に限る。）		プロシミ ドン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるプロシミドンが検出されるおそれがあるため。

を削除する。